

岩手県告示第759号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営南日詰地区土地改良事業（紫波郡紫波町）に係る換地処分をした。

平成23年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也